

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月31日

【会社名】 株式会社ウェッジホールディングス

【英訳名】 Wedge Holdings CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此下 竜矢

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 ヒューリック日本橋本町一丁目ビル

【電話番号】 03-6225-2161

【事務連絡者氏名】 開示担当 小竹 康博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 116,000,000円
(第10回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 6,955,950円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
623,305,950円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ウェッジホールディングス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 116,000,000円
各社債の金額(円)	金 2,900,000円
発行価額の総額(円)	金 116,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	年利2.5%
利払日	毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償還期限	平成32年8月16日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社債の元本は、平成32年8月16日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。 (4) 当社は、本社債の発行日の翌日以降、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対して予め14暦日前までに書面により通知したうえで、残存する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。

	<p>(5) 当社は、平成30年7月31日付の当社取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権のいずれかをその発行要項に基づき取得する場合、その取得日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還しなければならない。</p> <p>(6) 償還期限が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(7) 当社は、本社債権者と合意の上、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、BENEFIT POWER INC. に116,000,000円(額面2,900,000円の40個)を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はない。
申込期間	平成30年8月16日
申込取扱場所	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 株式会社ウェッジホールディングス ビジネスサポート部
払込期日	平成30年8月17日(金)
振替機関	該当事項はない。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はない。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はない。

- (注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
2. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
3. 取得格付
格付けは取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ウェッジホールディングス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は当初金189円とする。</p>

	<p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> <p>なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等(当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう)をする場合 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額}} - \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 116,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成30年8月17日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成32年8月16日までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号 株式会社ウェッジホールディングス ビジネスサポート部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店 東京都港区芝五丁目34番7号</p>

新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された新株予約権の数は、額面2,900,000円あたり1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- 3 株式の交付方法
当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 4 本新株予約権と引換えに金額の払込を要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	29,350個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	6,955,950円
発行価格	新株予約権1個につき237円(新株予約権の目的である株式1株につき2.37円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年8月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ウェッジホールディングス ビジネスサポート部 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
払込期日	平成30年8月17日
割当日	平成30年8月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 芝支店

(注) 1. 第10回新株予約権証券(以下「本新株予約権」と言います。)の発行については、平成30年7月13日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申し込みがない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。

4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数2,935,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金210円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>623,305,950円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p>

	<p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年8月17日から平成32年8月16日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ウェッジホールディングス ビジネスサポート部 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 芝支店 東京都港区芝五丁目34番7号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>本新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引終値が20取引日連続して行使価額の50%を下回った場合には、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はない。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。
2. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 3. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
 4. その他
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
739,305,950	19,305,950	720,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権付社債の払込金額の総額 116,000,000円
 本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 623,305,950円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンス・アドバイザー費用10,000千円(KHNG株式会社、神奈川県逗子市小坪6-6-46、代表取締役 星野智之)、新株予約権公正価値算定費用2,000千円、弁護士費用300千円、登録免許税を含む登記関連費用5,000千円、反社会的勢力に関する調査費用400千円、その他事務費用1,605千円等であります。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計720,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。なお、調達資金は運転資金となるコンテンツ事業への充当を優先させる予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Digital Finance事業におけるGroup Lease PCL株式の追加取得資金	580	平成30年8月～平成32年8月
コンテンツ事業における増加運転資金	140	平成30年8月～平成32年8月

当社は、親会社の昭和ホールディングス株式会社と合同で策定し平成27年6月15日公表した当社グループの中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」におきましては平成30年3月期末において未達となりましたが、ライトアセットで主にASEAN地域を中心に事業展開を行うことで、当社グループを継続的に成長させることを目標として事業活動を継続しております。そのような中、親会社の昭和ホールディングス株式会社は、当該中期経営計画をさらに進化させた次期中期経営計画「再発進」2018～2023(以下、「次期中期経営計画」といいます。)を、平成30年6月27日に発表いたしました。当社グループが営むDigital Finance事業及びコンテンツ事業の中期経営計画については、アクセルプラン「再発進」2018～2023に含まれており、当該中期経営計画を達成するために資金を投入していく予定です。

当社グループは、平成28年9月期において、主にDigital Finance事業の伸長により連結売上高92.94億円、連結営業利益32.91億円、連結経常利益30.96億円、親会社株主に帰属する当期純利益5.83億円を計上いたしました。しかしながら、平成29年10月16日に、当該事業を行う当社連結子会社Group Lease PCLにおきまして、当時の同社取締役最高経営責任者である此下益司氏がタイ証券取引委員会(以下、「タイSEC」といいます。)から、偽計及び不正行為の可能性を指摘され、当該案件はタイSECの申し立てによりタイ法務省特別捜査局(以下、「タイDSI」といいます。)の調査を受けることとなりました。そしてその後、Group Lease PCLの大口債権者であるJトラスト子会社J Trust Asia. Pte. Ltd. から、Group Lease PCL及び同社の子会社であるGroup Lease Holdings PTE.LTD.(以下、「GLH」といいます。)等が複数の訴訟の提起を受けております。Group Lease PCLにおいては210百万USドルの損害賠償請求及び会社更生申立の訴訟を受けそれぞれ係争中であり、GLHにおいては210百万USドルの損害賠償請求が係争中であります。これらの影響は、現在においても当社グループの様々な面に影響を及ぼしており、当然に金融機関による当社へ貸し出しする際の融資判断にも影響を与えております。

(当該事案につきましては、当社ホームページ上の平成29年10月16日付「Group Lease Public Company Limited株式取引の一時停止について」を第一回目とし、その後も(経過報告)として継続的に公表しておりますのでご参照ください。以下、これらの状況をまとめ「本件事案」といいます。)

当社は、平成29年11月には、本件事案の影響を当社の財務諸表上どのように取り扱うべきか検討を進めておりましたが、その時点で本件事案に関連して生じる可能性のあるすべてのリスク(損失)を当社の連結財務諸表に反映し投資家の皆様に公表すべきと考え、平成29年12月14日に公表した平成29年9月期決算短信(連結)において、多額の貸倒引当金及び投資損失等を計上することいたしました。その結果も影響し、連結売上高100.46億円、連結営業利益32.33億円、連結経常損失24.46億円、親会社株主に帰属する当期純損失40.04億円となりました。

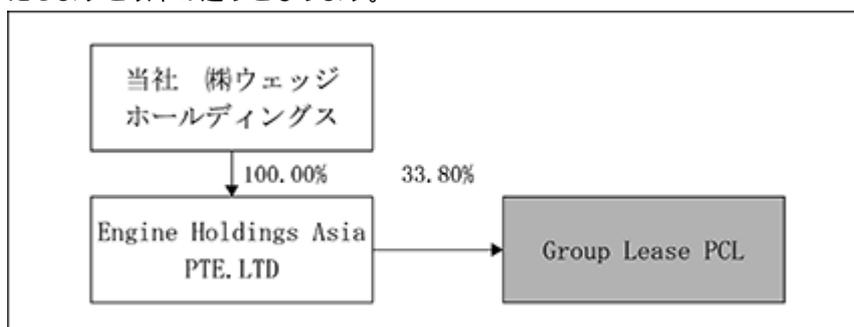
(当該平成29年12月14日に当社が公表した貸倒引当金及び投資損失等の詳細につきましては、当社ホームページ上の平成29年12月14日付「当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別損失の発生に関するお知らせ」を、また、平成29年9月期の当社の業績につきましては、平成29年12月14日付「平成29年9月期 決算短信[日本基準](連結)」をご参照ください。)

当社グループといたしましては、次期中期経営計画を策定するにあたり本件事案が発生以後の当社の置かれている状況を鑑み、今後も事業活動を維持、永続的に発展していくために、コンテンツ事業では新規事業の展開を推進し、また、Digital Finance事業では、同事業を中心的に推進している当社連結子会社Group Lease PCLの株式を追加取得すべきであると考え、現在の当社グループの収益及びキャッシュ・フローの額を上回る投資が必要であると考えております。現時点において、当社グループでは、次期中期経営計画の策定を行い、Digital Finance事業、コンテンツ事業の2事業において、新たな資金調達が必要であると判断いたしました。

それぞれの事業における必要事業展開資金の概要は、以下の通りです。

Digital Finance事業(5.80億円)

当社グループにおいて、Digital Finance事業は、タイ証券取引所に上場しているGroup Lease PCLが主体となって進めております。当社の連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.(持株比率100%)が、Group Lease PCLの株式を33.80%保有しているおり、直近(平成30年3月31日現在)の議決権比率は39.85%と40%を下回っておりますが、直近3年間に開催されたGroup Lease PCLの株主総会で議決権を行使しなかった株主が存在しており、その有効議決権に対し当社グループが過半数を占める状態が継続していること等により、当社は連結対象とする実質基準を満たしていると判断し、Group Lease PCLを当社の連結子会社としております。当該持株の状況を図解いたしますと以下の通りとなります。



Digital Finance事業は、現在の当社グループにおける最大の収益力の源泉であり、今後も引き続き最も注力していかなければならない事業であり、現時点ではタイ王国を皮切りにカンボジア王国、ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦共和国、インドネシア共和国、スリランカ民主社会主義共和国において事業展開をしております。また、取り扱っているファイナンスサービスも、当初のオートバイや農機具等のファイナンスにとどまらず、動産ファイナンスやマイクロファイナンス等広範囲に渡りサービスの提供を行っております。

第16期有価証券報告書及び第17期第2四半期報告書の「事業等のリスク」にも記載のとおりGroup Lease PCLはJ Trust Asia. Pte. Ltd.から訴訟の提起がされており係争中となっております。このような状況下ではありますが、Group Lease PCLの本業はこれまで通り堅調且つ着実に推移している事実を前提として、Digital Finance事業は平成29年9月期通期において当社グループのセグメント利益の112.90%を稼ぎ出す重要な事業であり当社としてはGroup Lease PCLを連結子会社として持分を維持すること、また持分比率を向上することにより当社の連結損益へ取り込む利益を増加させることが、当社グループの企業価値向上に寄与するものと考えております。

当社としましては現在Group Lease PCLの新株予約権を55,990,564個(行使価額40タイパーツ、Group Lease PCLの普通株式55,990,564株分、持株比率3.67%分、行使期限2018年7月31日)保有しておりますが、今回は行使価額が現在の株価水準よりも高いことから新株予約権を行使せず、Group Lease PCL株式をタイ証券市場での買付や株式保有者のうち売却を希望する方が見つかるようならば相対での取得等により持分比率を上昇させることを考えております。平成30年7月30日現在の株価5.25タイパーツ及び為替レート1タイパーツ3.33円では約33,161,800株分、持株比率2.17%分を取得できることになり、当社の持分比率の下落に備えることができます。今後Group Lease PCLの新株予約権が行使されることにより31.54%まで持株比率が下落する可能性があります。本件取得により33.57%を維持することが可能となります。これにより今後の株主総会における有効議決権に対して、当社グループが過半数を占めることが可能な状況を継続し、Group Lease PCLの連結を維持すること及び当社連結損益への取込利益を増加させることにより、当社グループの企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、このたびの資金調達当社の発行済株式の10%程度の範囲内で行うことでファイナンシャルアドバイザーであるKHNG株式会社を通じて割当予定先のBENEFIT POWER INC.のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGUの小杉洋介氏と協議の上決定しております。したがって、調達金額のうちコンテンツ事業へ投下する資金を確保した残りの全額についてはGroup Lease PCL株式の追加取得に使用する予定です。

コンテンツ事業(1.4億円)

当社グループにおきましては、コンテンツ事業は、当社自身が主体となって進めており、現在日本国内においてアニメ、ゲーム、電子書籍などのコンテンツの作成、商品全体の企画・製作・請負を行っております。

今般、当社は、アジア各国において日本のアニメやゲーム等といったコンテンツの人気の高まっていることから、タイ王国やインドネシア共和国、ベトナム社会主義共和国で日本のアニメやゲームのイベントに参画し、また、アジア諸国のコンテンツの才能の発掘・育成を行うことを目的としてイラストレーターコンテストを実施しております。現在では、日本のアニメやゲーム等のコンテンツをアジア各国において事業化するプロジェクトが進行しております。

直近の状況といたしましては、年内を目途にベトナム及びインドネシアにおきまして、日本のアニメを題材としたトレーディングカードゲームの発売計画を進めておりますが、このような事業が企画段階から事業化し、当該事業が軌道に乗るまでには相応の時間がかかることとなりますので、今回の本新株予約権付社債の発行により調達する資金、及び、本新株予約権の行使により調達する資金の一部は、これらアジア各国におけるコンテンツ事業の展開を行う為の投資的な費用や、増加運転資金として利用する予定です。

具体的には、概算投入費用の内訳として、現地語化したトレーディングカードゲームの製造販売費用78百万円、販売先開拓及びプロモーション活動等に係る人件費32百万円、広告宣伝費12百万円、流通費用7.8百万円、その他10百万円を見込んでおります。

以上の通り、この度本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により調達する資金、及び本新株予約権の行使により調達する予定の資金につきましては、その資金使途が主に長期的な株式取得・保有や、増加運転資金であることから、現在当社の保有する現預金は今後の運転資金として手元に残し、必要となる資金の全額を外部調達することとしております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	BENEFIT POWER INC. (ベネフィット パワー インク)
	本店の所在地	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	代表者の役職及び氏名	Director ZOU DAOJI
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	資本金	US\$1
	事業内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	Director ZOU DAOJI 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社が必要とする事業資金について、間接金融のみならず直接金融からの調達を含め、今回の割当予定先以外にも資金調達方法を検討しておりました。そのような中で、平成30年4月下旬に当社はアドバイザー業務を事業として展開しているKHNG株式会社（神奈川県逗子市小坪6-6-46 代表取締役 星野智之）にファイナンスに関する営業を受け、当社が第三者割当増資の引き受け手を探していることを相談したところBENEFIT POWER INC.（以下、「割当予定先」といいます。）を引受先の投資家としてご紹介していただきました。割当予定先のDirector ZOU DAOJI氏には、先方のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGUを通じて当社グループの事業戦略及び、資金用途等を理解していただいたうえで、既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受け、平成30年6月に、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行という方法でご提案いただきました。これを基に、当社は割当予定先のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏を通じて協議を重ね、昨今の資金調達手段の商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点から、行使価格修正条項を付さない転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行及び割当をすることとしました。株式会社NGUはピクセルカンパニーズ株式会社のファイナンシャルアドバイザーの実績を有しており、割当予定先はこれまで株式会社カイカの関連会社であった中訊軟件集団股份有限公司やピクセルカンパニーズ株式会社への投資実績があることに鑑み割当先とすることといたしました。また、資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができること、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことを割当予定先のファイナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏と当社代表取締役である庄司友彦が面談を行い、提案書を受領した際に、口頭により説明を受けることで間接的に確認いたしましたこと、等を総合的に勘案した上で決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の目的となる株式の数

BENEFIT POWER INC. : 613,756株

本新株予約権の目的となる株式の数

BENEFIT POWER INC. : 2,935,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針と割当予定先のフィナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏を通じて間接的に伺っております。また、本新株予約権の割当に際して、当社の機動的な資金調達要請に応じることとなっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権付社債及び本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、割当予定先から証券口座及び銀行口座に係る平成30年6月度の取引報告書を受領し、平成30年6月30日現在において払込みや権利行使に十分な資金残高を有しており、当該資金が自己資金であることを確認しており、当社としては払い込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先について、その役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂2-8-11-4F代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。しかしながら、割当予定先の代表者であるZOU DAOJI氏についての情報量が不足している為、状況に応じてヒアリング等の手法を用い、これまでの経緯等を確認する必要があるものと考察されると調査報告書に記載があったことから、割当予定先のフィナンシャルアドバイザーである株式会社NGU代表取締役の小杉洋介氏と当社代表取締役である庄司友彦氏が面談を行い、提案書を受領した際に、反社会的勢力との関係及び個人の属性を確認し、ZOU DAOJI氏が反社会的勢力との関係がないこと及び投資運用業を行う中国の資産家である投資家であることを口頭により説明を受けることで間接的に確認いたしました。また、株式会社NGU（住所：東京都千代田区永田町2-9-6 十全ビルディング5F 代表取締役：小杉洋介）について、同社自身が実施している関係性調査において同社と株式会社NGUとの間で一定の関係性が見つかったことから調査を引き受けていただくことができず、改めて他の第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社（住所：東京都港区麻布十番1-2-3 代表取締役：水田旭）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、株式会社NGUの関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。なお、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC第二ビル 代表取締役 山本 剛史）（以下「第三者算定機関」といいます。）に依頼し、本新株予約権付社債に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提（権利行使期間、転換価額、当社株式の株価、ボラティリティ（71.32%）、配当率（0%）、及び無リスク利率（-0.117%））をおいております。当社の行動としては、転換価額に代替的資金調達コストを上乗せした株価となった場合に取得条項を発動し、本転換社債を取得すると想定しております。一方、割当予定先の行動としては、株価が転換価額を上回っている場合、随時普通株式への転換を行い、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり96.93円と算定いたしました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円につき100円）と第三者算定機関の

算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る価値ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本新株予約権付社債の転換価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「本新株予約権付社債の転換価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する新株予約権付社債の転換価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価額と概ね見合っていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の算定に際しては、公平性を期すため、独立した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社(東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 TOC第二ビル 代表取締役 山本 剛史)(以下「第三者算定機関」といいます。)に依頼し、本新株予約権に関する評価報告書を取得しております。

第三者算定機関は、一定の前提(権利行使期間、行使価額、当社株式の株価、ボラティリティ(71.32%)、配当率(0%)、及び無リスク利率(-0.117%)をおいております。当社の行動としては、行使価額に代替的資金調達コストを上乗せした株価となった場合に取得条項を発動し、本新株予約権を取得すると想定しております。一方、割当予定先の行動としては、株価が10取引日連続して行使価額を20%以上上回っている場合、10取引日の1日平均出来高の10%に相当する本新株予約権を行使し、取得した株式を市場において売却するものとし、1日に売却する株式数を1日当たり平均売買出来高の約10%と想定しております。また、株価が20取引日連続して行使価額を50%下回った場合に取得請求条項を発動し、本新株予約権を取得請求されると想定しております。その上で、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の公正価値を本新株予約権1個当たり237円と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、このたび割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

また、新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査等委員会の意見等は以下の通りです。

「新株予約権の発行価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使又は転換により増加する新株式数3,548,756株(議決権数35,487個)の平成30年3月31日現在の当社発行済株式総数35,487,600株(総議決権数354,461個)に対する割合は10.00%(議決権に対する割合は10.01%)となっており、それぞれ希薄化が生じることになります。しかしながら、当該資金調達は、当社グループが継続的に事業活動を行う為の資金需要を満たす為のものであり、同時に自己資本の充実と財務戦略の柔軟性の確保を図り、当社グループの企業価値の向上を目指すものであります。従いまして、当該資金調達に係る新株予約権及び新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、全ての本新株予約権及び本新株予約権付社債が行使又は転換された場合に発行される当社の普通株式3,548,756株に対し、当社過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は209,657株、過去3ヶ月間における1日あたりの平均出来高は189,334株、及び過去1ヶ月間における1日あたりの平均出来高は65,435株となっております。当該平均出来高を参考に、本新株予約権及び本新株予約権付社債が全て行使又は転換された場合に交付される株式が、株式市場において売却された場合の流通市場への影響は、行使又は転換期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大になった場合、1日あたりの売却数量は7,242株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の3.5%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使又は転換により発行された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

以上のとおり、当該資金調達が無事成功することにより、当社グループが事業を継続し、且つ、自己資本の充実も果たすことができることを勘案しますと、当社グループの企業価値向上につながると考えられ、既存株主の利益にもつながることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式発行の数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有していると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
昭和ホールディングス株式会社	千葉県柏市十余二348	22,604,700	63.77	22,604,700	57.97
BENEFIT POWER INC.	Wickhams Cay 1, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			3,548,756	9.10
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原七丁目 85番1号	1,359,000	3.83	1,359,000	3.49
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二 丁目2-2	546,600	1.54	546,600	1.40
高橋 新	大阪府門真市	528,400	1.49	528,400	1.36
石川 大珍	大阪府大阪市平野区	282,000	0.80	282,000	0.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町一丁目2番10号	273,400	0.77	273,400	0.70
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	5 TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1VT, UNITED KINGDOM	206,653	0.58	206,653	0.53
ジャパンポケット株式 会社	大阪府大阪市淀川区西中 島五丁目7番11号	200,000	0.56	200,000	0.51
山中 則幸	滋賀県大津市	103,400	0.29	103,400	0.27
竹内 令子	兵庫県姫路市	84,600	0.24	84,600	0.22
計		26,188,753	78.88	29,737,509	76.26

(注) 1. 平成30年3月31日時点の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年3月31日現在の総議決権数に、本新株予約権付社債の目的となる株式の発行及び本新株予約権の行使による株式の発行により増加する議決権数(35,487個)を加えて算定しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 割当予定先の株券等の保有目的は純投資ということであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を、比較的短期間に売却を行うことを目標としている旨を口頭にて確認しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第16期)、訂正有価証券報告書(第16期)及び第17期第2四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月13日)までの間において変更追加すべき事項が生じております。以下の内容は第17期第2四半期報告書の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在(平成30年7月31日)において当社が判断したものであります。

事業等のリスク

1. タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」)に対しGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)元最高経営責任者(CEO)であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE.LTD.(以下「GLH」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引(以下「GLH融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14~25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited(以下「EY」という。)から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表(2017年2月28日発表)
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表(2017年5月12日発表)
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表(2017年8月15日発表)

と3回分となります。

(なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。)

また、GLは、平成29年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期(2017年9月)の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

また、当社では、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項について」に起因し、GLはGLの株主で大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「Jトラストアジア」という。)から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

(1) タイで開始された法的手続きについて

民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました(民事事件Black Case No. Por. 83/2561)。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました(再生事件 No. For. 1/2561)。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは平成30年4月17日に控訴申立てを行っており、平成30年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申立てを受理しております。

GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは平成30年3月19日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、Jトラストアジアによる控訴申立ては当社の事業運営に全く影響ございません。GLが事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。当該控訴審を受け今後審尋することになっておりますが、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、または、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、G Lは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書(貸借対照表)において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、G Lの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、G Lは非常に高い実績をあげております。従って、G Lは会社更生が適用される基準内に入ることなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、G Lは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

(2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

G L H等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、G L H及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、G L Hが他の被告と共謀し、JトラストアジアにG Lに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、G L Hは、G Lの財務諸表を改ざんし、投資家に対してG Lが健全な財務状況にあると誤解させ、G Lへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、G L H及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはG L Hおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してG L Hは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産凍結命令の復活を求める控訴を行いました。

当該控訴審につきましては、2018年6月1日にG L Hに対して、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて180百万USドルまでの資産の取引ないし処分禁止が命じられました。当該資産凍結は別途進行している損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものです。当該資産凍結は最終的な差押えではないため、G L Hの資産が裁判所により処分されることはなく、Jトラストアジア等の第三者へ資産が移転するものではありません。

G Lの見解及び対応について

現時点におきましては、G L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G Lは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、G L Hが貸付取引の借主と共謀し、G Lの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。G L Hと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、G Lの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期)の提出日(平成29年12月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月31日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年2月8日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

平成30年2月6日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 代表取締役の異動

氏名 (生年月日)	新役職	旧役職	異動年月日	所有株式数
庄司 友彦 (昭和45年 4 月28日)	代表取締役	取締役	平成30年 2 月 6 日	20,000株

(2) 新たに代表取締役になるものについての主要略歴

氏名	略歴
庄司 友彦	平成13年 6 月 株式会社イーネット・ジャパン監査役 平成16年 6 月 株式会社ノジマ取締役兼執行役経理グループ長 平成21年 6 月 昭和ホールディングス株式会社取締役兼執行役総務・財務担当 平成22年 6 月 明日香食品株式会社取締役(現任) 平成23年 8 月 当社取締役(現任) 平成24年 1 月 昭和ゴム株式会社取締役(現任) 平成28年 6 月 昭和ホールディングス株式会社取締役総務・財務担当(現任)

3 . 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年12月28日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年 2 月28日(注)	10,000	35,487,600	1,244	3,978,892	1,244	3,501,595

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日	平成29年12月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年10月 1 日 至 平成29年 9 月30日	平成30年 2 月 8 日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第 2 四半期)	自 平成30年 1 月 1 日 至 平成30年 3 月31日	平成30年 5 月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年12月28日

株式会社ウェッジホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

「追加情報」に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について)及び「重要な後発事象」に関する注記「1、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)から公表された事項等について」に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLはタイSECからGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などを指摘された。この指摘に対し会社では第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査したものの、タイSEC指摘の根拠を特定することができなかった。会社は当連結会計年度において第三者委員会の調査結果等も踏まえて、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金(6,287百万円)を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額6,020百万円を計上し、未収利息相当については売上高を266百万円減額した。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及び比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできなかった。

したがって、当監査法人は、タイSEC指摘に関連する金額及び比較情報に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「重要な後発事象」に関する注記「2. JTRUST ASIA PTE.LTD.(以下「Jトラストアジア」という。)からの請求について」に記載されているとおり、会社の重要な連結子会社GLは「重要な後発事象」に関する注記「1. タイSECから公表された事項等について」に起因し、GLの株主で主要債権者であるJトラストアジアから平成29年11月30日付で、錯誤を理由として転換社債180百万USDの即時一括弁済などを請求された。会社グループは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はなく、当該請求は法的に無効と考えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年12月27日付で無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウェッジホールディングスの平成29年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

財務諸表監査の「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項に関連し、当監査法人は、海外連結子会社GLHの特定の融資取引の内部統制評価について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

限定付適正意見

当監査法人は、株式会社ウェッジホールディングスの平成29年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月28日

株式会社ウェッジホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングスの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年9月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年12月27日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月15日

株式会社ウェッジホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂 木	秀 俊	印
----------------	-------	-----	-----	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山 中	康 之	印
----------------	-------	-----	-----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェッジホールディングスの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

(追加情報)に関する注記(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)に記載されているとおり、会社の連結子会社であるGroup Lease PCL.(以下「GL」という。)の子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などを指摘された。この指摘に対し会社では第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査等しているが、現在においても、タイSEC指摘の根拠を特定することはできていない。会社は第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等も考慮し、前連結会計年度の期末決算から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定しており、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間末における当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対する貸倒引当金は6,213百万円となっている。

当監査法人は、第三者委員会調査結果等の検討やGL会計監査人からの協力を得て独自にも追加的な検討を行ったものの、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連するこれらの項目及びその比較情報について十分かつ適切な監査証拠を入手することはできず、これらの金額に修正が必要になるかどうかについて判断することができなかつたため、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。

これらの事項は、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間においても解消していないため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウェッジホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD.からの請求等について)に記載されているとおり、会社連結子会社G Lは、G Lが発行した180百万USドル(当第2四半期連結会計期間末19,128百万円)の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.から転換社債の即時一括弁済などを請求されており、タイ王国及びシンガポール共和国において、G L並びにG L H等に対し各種の訴訟が提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年9月30日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成29年5月15日付けで無限定の結論を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。